

ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

1. ビワマス遊漁制度の経緯

- 平成 18 年以降、ビワマスの引縄釣遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念された。
- 当委員会では、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、委員会指示により、平成 20 年 12 月から引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制を導入。
- 5シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、ビワマス資源の維持を目的として平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始。
- 同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月に人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から、12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮。
- 近年の採捕量は下図のとおり。直近（R2-3シーズン）の遊漁による採捕量は、プレジャーボート使用者 13.8 トン、遊漁船業者 8.1 トンとなり、合計 21.9 トン。
- 遊漁者数が依然増加傾向のため、R2-3シーズンからは持ち帰り尾数制限（1 承認 1 日当たり 5 尾まで）を設け、資源利用の抑制を図っている。

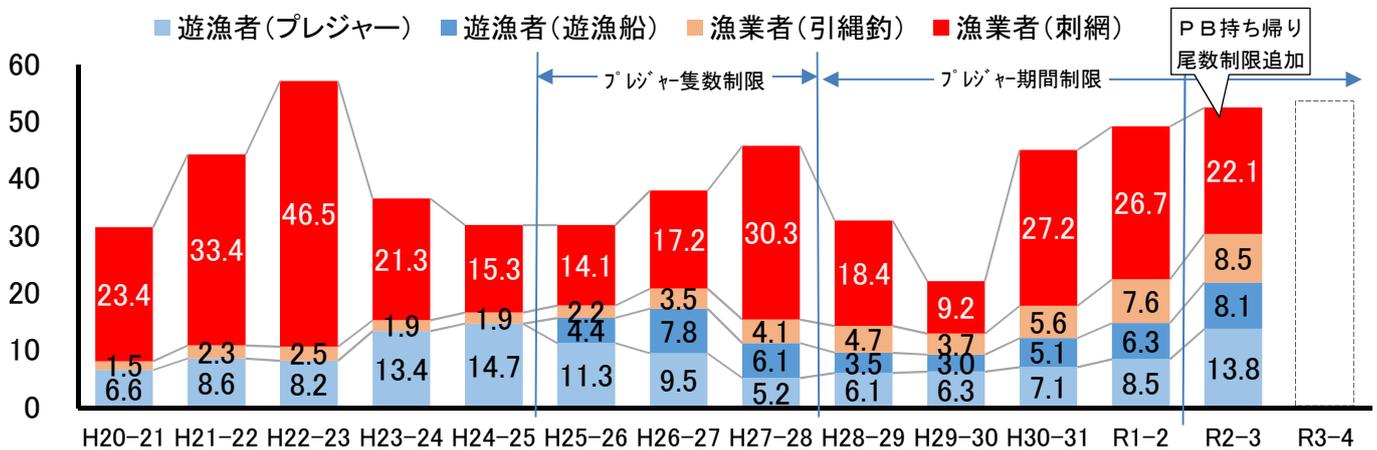


図1. 漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移(トン) ※採捕量は、12/1～9/30の採捕量

2. ビワマス資源量と採捕量の推移

- 令和 3 年（2021 年）のビワマス資源量（漁獲対象魚）は約 179 トンと推定され、近年では最も高水準にあると推定。
- R2-3シーズンの採捕量（漁業+遊漁）は約 53 トンで、資源に対する適切な利用の目安と考えられる約 30%となっており、これ以上の大幅な増加は抑制する必要がある。

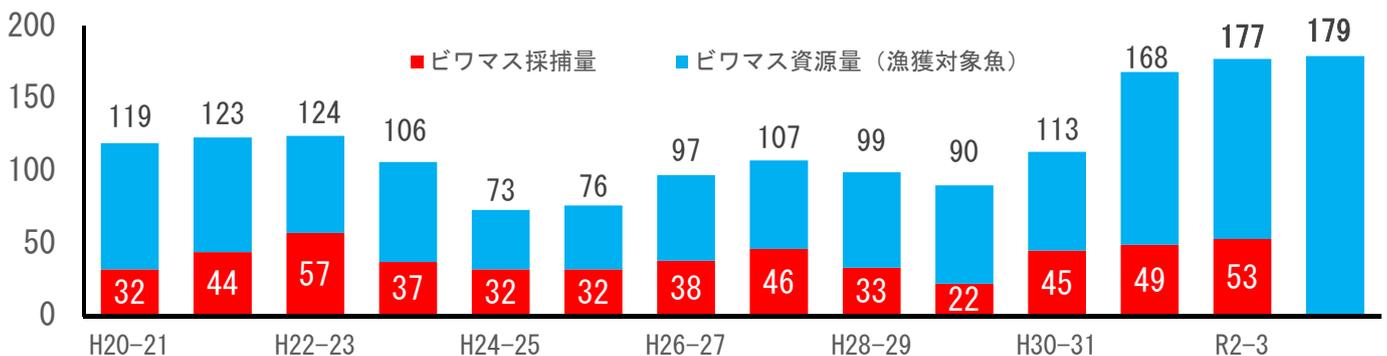


図2. ビワマス資源量と採捕量 (トン)

3. R3-4シーズンのプレジャーボート使用者の状況（速報値）

○採捕状況報告とりまとめ（速報値）

	R2-3	R3-4	
承認数	1,409	1,928	人
釣行者数（実数）	1,065	1,331	人
釣行率	78.3%	85.0%	
1人当たり平均釣行日数	5.1	5.2	日/人・シーズン
1人1日当たり採捕尾数	4.5	3.6	尾/日/人
報告率	96.5%	81.2%	9/13 現在速報値

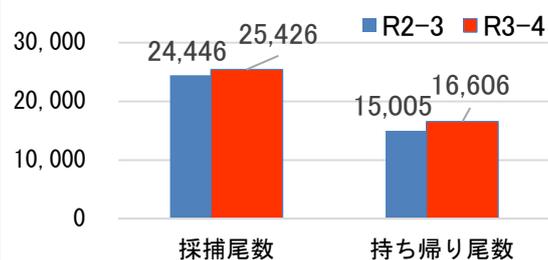


図. プレジャーボート使用者の採捕尾数

- 承認申請者数は、1,928人となり、これまでで最多。
- 釣行者数（実際に釣りに行った人）の割合は85%と昨シーズンより増加（平年は約87%）。
- 1人1日当たりの採捕尾数は3.6尾で昨シーズンより減少（平年は4.9尾）。
- 持ち帰り尾数は、16,606尾(重量換算約15t)。

○指導取締の状況（R3.12~R4.9）

- 未承認等、違反が疑われる情報提供件数 8件
- 漁業指導取締船等によるプレジャーボート、遊漁船業者確認数 延べ88隻
 - 未承認 0件
 - 承認旗不携帯 0件
 - 竿数違反（プレジャーボート使用者）1件（※予備の竿を掲げていたもの）
 - 持ち帰り尾数確認（聞き取り、現物確認）違反確認 0件（※過剰なキープ魚の放流指導あり）

4. 来シーズンの制度について

- 現状のビワマス採捕量は資源に対する適切な利用の目安と考えられる約 30%となっており、これ以上の大幅な増加は抑制する必要がある。
- 採捕量全体に占める漁業者および遊漁船業者の採捕量の割合の推移はほぼ横ばいであるのに対し、プレジャーボート利用者の採捕量の割合の推移は増加が顕著。
- R4年 12月からのビワマス利用について、採捕量の大幅な増加を抑制するため、増加傾向にあるプレジャーボート承認数を R3-4 シーズンと同等数に留める。
- さらに、ピク覗き検査において持ち帰り数の上限を超える 10 尾を保持（キープ）していた事例において保持魚の状態が悪かった事例が確認されたことから、現行の「持ち帰り制限5尾」に加え、「キープ制限5尾」を追加する。

○新シーズンの制度変更点

R 3-4 シーズン	R 4-5 シーズン
【承認期間】 プレジャーボート使用者：12月1日から6月30日まで 遊漁船業者：12月1日から9月30日まで	【承認期間】 同左
【承認数】 プレジャーボート使用者：制限しない 遊漁船：40隻以内	【承認数】 プレジャーボート使用者： <u>申請が 1,900 件に達した日までに受け付けた数以内とする（当日消印有効）</u> 遊漁船：40隻以内
【持ち帰ることができるビワマスの数】 プレジャーボート使用者：承認1件当たり5尾まで 遊漁船業者：乗客1人当たり5尾まで （遊漁船業者による持ち帰りは認めない。）	【保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数】 同左
【同時に用いることができる竿の本数および針の個数】 プレジャーボート使用者：承認1件当たり2本まで 竿1本当たり釣針1個（シングルフック） 遊漁船業者：1乗客当たり2本以内とし、これに2本を加えた本数以内 竿1本当たり釣針1個（シングルフック）	【同時に用いることができる竿の本数および針の個数】 同左
【ビワマスの全長制限】 全ての者：全長 30cm 以下のビワマスの採捕禁止	【ビワマスの全長制限】 同左

- 上記制度の変更に加え、報告期限を遵守しない等、指示に従わない者の翌シーズンの申請を不受理とすることや、ピク覗き検査等現場での指導取締の強化に取り組み、制度の厳格化を図る事でビワマス資源の保護と利用の適性化につなげる。
- 貸し船業者や釣具店に5尾制限等のルールについて周知する。

5. 今後の予定

○漁業者および遊漁者の採捕量と資源量推定

- 遊漁船業者採捕量報告とりまとめ 10月末
- 漁業者漁獲量調査（水産課調べ） 11月初旬
- ビワマス資源量推定（水産試験場） 12月頃～

→ 資源への影響を評価し、制度の在り方を検討

○次シーズン（R4-5シーズン）承認事務（予定）

- 委員会指示発出 10月中旬
- 「手続きの概要」ホームページ掲載 10月中旬～
- 遊漁船業者申請受付開始 10月17日～10月31日
- プレジャーボート使用者申請受付開始 11月1日～